外国居住者等所得相互免除法施行令第十七条第六項	第二十六条の十四（これらの規定を防衛特別所得税に関する政令第十二条第四項において準用する場合を含む。）	所得税及び防衛特別所得税に	第二十六条の十四（これらの規定を防衛特別所得税に関する政令第十二条第四項において準用する場合を含む。）
外国居住者等所得相互免除法施行令第二十条	」とあるのは、「我が国の防衛力の抜本的な強化等のために必要な財源の確保に関する特別措置法（以下「特別措置法」という。）第五条の三十一第一項（防衛特別所得税に係る所得税法の適用の特例等）の規定により読み替えられた	所得税及び防衛特別所得税に	」とあるのは、「我が国の防衛力の抜本的な強化等のために必要な財源の確保に関する特別措置法（以下「特別措置法」という。）第五条の三十一第一項（防衛特別所得税に係る所得税法の適用の特例等）の規定により読み替えられた
外国居住者等所得相互免除法施行令第二十二条第一項（第二十二条第一項（以下「外国居住者等所得相互免除法」という。）第二十二条同条第三項中	「による申告書を」とあるのは「による所得税の申告書と当該所得税に係る防衛特別所得税の申告書とを併せて」と、「とあるのは、又は対象源泉徴収防衛特別税額（同項に規定する対象源泉徴収防衛特別税額をいう。以下この条において同じ。）の規定により当該所得税の徴収に併せて徴収されたものがあるとあるのは、これらの事実のその徴収されるべき総務省令で定める事項を記載した明細書を、それぞれ」と、同条第二項中「額で」と「その納付の」とあるのは「当該所得税の額の納付の日、その納付された対象源泉徴収防衛特別税額その他必要な事項を記載した届出書」と、同条第三項中	外国居住者等所得相互免除法施行令第二十二条第一項（第二十二条第一項（以下「外国居住者等所得相互免除法」という。）第二十二条同条第三項中	「による申告書を」とあるのは「による所得税の申告書と当該所得税に係る防衛特別所得税の申告書とを併せて」と、「とあるのは、又は対象源泉徴収防衛特別税額（同項に規定する対象源泉徴収防衛特別税額をいう。以下この条において同じ。）の規定により当該所得税の徴収に併せて徴収されたものがあるとあるのは、これらの事実のその徴収されるべき総務省令で定める事項を記載した明細書を、それぞれ」と、同条第二項中「額で」と「その納付の」とあるのは「当該所得税の額の納付の日、その納付された対象源泉徴収防衛特別税額その他必要な事項を記載した届出書」と、同条第三項中
外国居住者等所得相互免除法施行令第二十二条	外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第二十二条第一項第二号	所得税及び防衛特別所得税に	外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第二十二条第一項第二号
同法	読み替える	外国居住者等所得相互免除法施行令第二十二条	読み替える
所得税に	所得税及び防衛特別所得税に	同法	所得税及び防衛特別所得税に
所得税の還付	所得税及び防衛特別所得税の還付	所得税の還付	所得税及び防衛特別所得税の還付
還付請求書を	所得税の還付請求書と当該所得税に係る防衛特別所得税の還付請求書とを併せて	還付請求書を	所得税の還付請求書と当該所得税に係る防衛特別所得税の還付請求書とを併せて

租税条約等実施特例政令第三条第一項	租税特別措置法	令和九年一月一日以後に発行された租税特別措置法	租税特別措置法
	所得税の額は	所得税の額及び防衛特別所得税の額は	所得税の額は
	定めるところにより計算した所得税の額	定めるところにより計算した所得税の額及び防衛特別所得税の額	定めるところにより計算した所得税の額
租税条約等実施特例政令第三条第一項各号	所得税が	所得税及び当該所得税に係る防衛特別所得税が	所得税が
	相当する金額	相当する金額を乗じて計算した金額に相当する防衛特別所得税の額	相当する金額
租税条約等実施特例政令第三条第二項	所得税の免除	所得税及び当該所得税に係る防衛特別所得税の免除	所得税の免除
	所得税の額は	所得税の額及び防衛特別所得税の額は	所得税の額は
	定める金額	定めるところにより計算した所得税の額及び防衛特別所得税の額	定める金額
租税条約等実施特例政令第三条第二項各号	所得税が	所得税及び当該所得税に係る防衛特別所得税が	所得税が
	相当する金額	相当する金額及び当該株主等償還差益に対する所得税の額に百分の一を乗じて計算した金額に当該所有期間割合を乗じて計算した金額に相当する防衛特別所得税の額	相当する金額
租税条約等実施特例政令第三条第三項	による	によるものとし、当該外国法人に対して同条第二項の規定により還付する防衛特別所得税の額は、前項の規定にかかわらず、零とする	により計算した還付する所得税の額
租税条約等実施特例政令第三条第三項第二号	により計算した金額	により計算した還付する所得税の額	
租税条約等実施特例政令第三条第七項	還付請求書を	所得税の還付請求書と当該所得税に係る防衛特別所得税の還付請求書とを併せて	
租税条約等実施特例政令第三条第八項	第二十六条の十四（これらの規定を防衛特別所得税に関する政令（令和八年政令第百六号）第十二条第四項において準用する場合を含む。）	第二十六条の十四（これらの規定を防衛特別所得税に関する政令（令和八年政令第百六号）第十二条第四項において準用する場合を含む。）	
租税条約等実施特例政令第四条の三第五項	租税条約等実施特例政令第四条の三第四項	租税条約等実施特例政令第四条の三第三項	租税条約等実施特例政令第四条の三第二項
	租税条約等実施特例政令第四条の三第三項	租税条約等実施特例政令第四条の三第二項	租税条約等実施特例政令第四条の三第一項
	法第五条の二第五項に規定する	法第五条の二第五項に規定する	法第五条の二第五項に規定する
	とする	とする	とする
	還付請求書	還付請求書	還付請求書
	これを	これを	これを
	所得税の還付請求書	所得税の還付請求書	所得税の還付請求書
	これと当該相手国居住者等の氏名及び住所又は居所、当該特定社会保険料の金額その他の総務省令で定める事項を記載した当該所得税に係る防衛特別所得税の還付請求書（総務省令、財務省令で定める書類の添付があるものに限る。）とを併せて	とし、同条第五項に規定する徴収された防衛特別所得税の額のうち特定社会保険料に対応する部分の金額として政令で定めるところにより計算した金額は、当該百分の二十を乗じて計算した金額に百分の一を乗じて計算した金額とする	我が国の防衛力の抜本的な強化等のために必要な財源の確保に関する特別措置法（令和五年法律第六十九号）第五条の三十一第一項の規定により読み替えられた法第五条の二の二第五項に規定する徴収された所得税の額のうち